令和４年度版

のびのびパスポートの手引き

丹波篠山市内の以下の各学校用

（小学校、中学校、特別支援学校（小・中学部））

配付されたらすぐに
消えないペンで、
児童・生徒名を記入して、
みんなが気持ち良く
使えるようにしましょう

丹波篠山市教育委員会事務局 文化財課

「のびのびパスポート」に関するお問い合わせ窓口

〒669-2397　丹波篠山市北新町 41
丹波篠山市教育委員会事務局 文化財課

ＴＥＬ：０７９－５５２－５７９２
ＦＡＸ：０７９－５５２－８０１５

目　　次

（頁）

はじめに　1

「のびのびパスポート」の有効期間及び重要事項　2

第１章　「児童・生徒用のびのびパスポート」について
- ■Ⅰ　概　　要　3
- ■Ⅱ　対象施設　4
- ■Ⅲ　児童・生徒への配付　6
- ■Ⅳ　児童・生徒への「のびのびパスポート」の再交付　8
- ■Ⅴ　児童・生徒用パスポートの学校への追加交付　9

第２章　「学校用のびのびパスポート」について
（小学校・中学校教育活動用団体カード）
- ■Ⅰ　概　　要　10
- ■Ⅱ　学校への配付　11
- ■Ⅲ　利用上の注意　11
- ■Ⅳ　再交付・追加交付　12
- ■Ⅴ　教職員の方々への周知　13

様式及び資料集
- ■様式１　「児童・生徒用のびのびパスポート」再交付願　15
（児童・生徒が学校長に提出するもの）
- ■様式２　「児童・生徒用のびのびパスポート」追加交付願　16
（学校長が事務局に提出するもの）
- ■様式３　「学校用のびのびパスポート」再交付願　17
（紛失・誤廃棄等による場合）
- ■様式４　「学校用のびのびパスポート」追加交付願　18
（学級数増等により数が不足する場合）
- ■令和４年度　「のびのびパスポート」（見本）　19

は　じ　め　に

本市では、子供たちの健全育成と教育環境のより一層の充実のため、平成 28 年度から、神戸市が実施している「のびのびパスポート」事業に参加し、小中学生を対象に市内の教育関係施設等を無料開放しています。

現在、神戸市、神戸市隣接の６市１町（芦屋市、西宮市、三木市、三田市、宝塚市、明石市、稲美町）、淡路島（淡路市、洲本市、南あわじ市）、鳴門市、徳島市、丹波篠山市及び泉州・和歌山地域の６市町（堺市、岸和田市、泉佐野市、田尻町、紀の川市、海南市）で連携して実施しています。

各小学校、中学校、特別支援学校（小・中学部）におかれましては、学校の教育活動に学校用パスポートをご利用いただくとともに、児童・生徒用パスポートを児童・生徒への配付や使用についてご指導いただくなどご協力をいただいているところです。

このたび、「のびのびパスポートの手引き」（令和４年度版）を作成しました。

ご利用の際には、参照いただくとともに、手引きに従い適切に運用等を行っていただきますようお願いいたします。

丹波篠山市教育委員会事務局 文化財課

「のびのびパスポート」の有効期間及び重要事項

１．「児童生徒用のびのびパスポート」

■有効期間■

令和４年度版：令和４年４月８日（金）～令和５年４月９日（日）

■重要事項■

〇学校において児童・生徒に対し、施設案内チラシ記載の「利用上の注意」に関して指導していただきますようお願いいたします。

〇長期欠席中の児童・生徒及び市外からの転入生に対しても、漏れなく配付をお願いいたします。

〇配付時には、必ず児童・生徒に対して、**ボールペンや油性ペン等で、表紙に学校名、学年、組、児童・生徒名の記入**を行うよう指導願います。

〇児童・生徒への再交付は、「原則として児童・生徒一人につき各年度１回限り[※1]で、やむを得ない事情がある場合」とします。

※１　再交付の申し出が２回以上ある場合は、事情をよくご確認の上、やむを得ない事情がある場合に限り、再交付を行ってください

〇再交付の際は、児童・生徒の保護者に「再交付願」を提出していただきます。

〇紛失防止及び不適正利用の防止のため、児童・生徒への再交付の際にはボールペンや油性ペン等で学校名・学年・児童・生徒名を記入して手渡すか、その場で児童・生徒に記入するようご指導をお願いします。

２．「学校用のびのびパスポート」

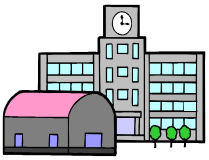

■有効期間■

令和７年４月７日（月）まで（５年）

※学校用のびのびパスポートは令和２年４月に各校に配付しています

■重要事項■

〇原本以外は使用できません。

〇紛失・誤廃棄等により再交付が必要な場合は、丹波篠山市教育委員会事務局に事前連絡のうえ、メール等にて必要事項をお知らせください。

〇学校用パスポートは、学校教育活動で教職員が引率する場合に限り利用できます。学校教育活動ではない学童保育や地域団体等の活動への貸し出しや、学校教育活動であっても教職員が引率をしない児童・生徒のみのグループ活動には利用できませんので、ご注意ください。

第１章　「児童・生徒用のびのびパスポート」について

Ⅰ　概　　要

１．趣　　旨

子供たちの健全な育成を図り、教育環境をより一層充実させるため、神戸市及び隣接６市１町（芦屋市、西宮市、三木市、三田市、宝塚市、明石市、稲美町）、淡路島（淡路市、洲本市、南あわじ市）、鳴門市、徳島市、丹波篠山市、泉州・和歌山地域の６市町（堺市、岸和田市、泉佐野市、田尻町、紀の川市、海南市）（※以下「連携市町」という。）が連携して、域内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び外国人学校の小・中学部（※以下「小・中学校等」という。）に通学する児童・生徒並びに連携市町内に在住する小・中学校等の児童・生徒（以下「小・中学生」という。）を対象に、各市町の教育関連施設や民間施設を原則として無料で開放します。

２．対 象 者

丹波篠山市及び連携市町に在住又は在学する小・中学生

３．有効期間

令和４年度版：令和４年４月８日（金）～令和５年４月９日（日）

４．配付方法

丹波篠山市及び連携市町がそれぞれ、所管内の小・中学生に配付します。

５．利用方法

対象施設を利用する際に「のびのびパスポート」を提示し、無料での入場許可を受けてください。

※パスポートの提示がない場合は、正規の入場料が必要です。

６．ホームページ

http://www.city.kobe.lg.jp/child/education/program/index_02-1.html

上記ホームページにて、最新の対象施設を確認することができます。

※検索エンジンにて「のびのびパスポート」で検索すると当該ホームページを見つけることができます。

Ⅱ．対象施設（86 施設、令和４年４月現在）

児童・生徒用「のびのびパスポート」対象施設

★印は、のびのびパスポートを見せなくても全ての小・中学生が入場無料の施設です。

対象施設は年度途中で追加・削除されることがあります。
最新の対象施設は神戸市ホームページでご確認ください。

■神戸市（33 施設）■

★神戸ゆかりの美術館
★神戸ファッション美術館
★神戸市立小磯記念美術館
★灘浜サイエンススクエア
六甲山牧場
★王子動物園
★神戸文学館
★BB プラザ美術館
バンドー神戸青少年科学館
★アシックススポーツミュージアム
★賀川記念館
★竹中大工道具館
★ラインの館
★風見鶏の館
神戸北野美術館（異人館ホワイトハウス）
神戸布引ハーブ園
ＫＯＢＥとんぼ玉ミュージアム
★神戸市立博物館
神戸海洋博物館・カワサキワールド
神戸華僑歴史博物館
相楽園
★兵庫県立兵庫津ミュージアム
太閤の湯殿館
★道の駅神戸フルーツ・フラワーパーク大沢
森林植物園
須磨離宮公園
須磨海浜水族園
★マリンピア神戸さかなの学校
★孫文記念館（移情閣）
★舞子海上プロムナード
橋の科学館
★神戸ワイナリー（農業公園）
★埋蔵文化財センター

■芦屋市（６施設）■

虚子記念文学館
俵美術館
ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）
★芦屋市立美術博物館
★芦屋市谷崎潤一郎記念館
★富田砕花旧居

■西宮市（３施設）■

西宮市大谷記念美術館
西宮市貝類館
笹倉鉄平ちいさな絵画館

■宝塚市（４施設）■

宝塚市立手塚治虫記念館
宝塚市立宝塚文化創造館すみれミュージアム
★宝塚市立小浜宿資料館
★宝塚市立歴史民俗資料館旧和田家住宅

■三田市（４施設）■

★有馬富士自然学習センター
★旧九鬼家住宅資料館
★三田市三輪明神窯史跡園
★三田ふるさと学習館

■三木市（３施設）■

★堀光美術館
★金物資料館
★みき歴史資料館

■明石市（２施設）■
★明石市立天文科学館　★明石市立文化博物館

■洲本市（１施設）■
淡路文化史料館

■南あわじ市（２施設）■
南あわじ市滝川記念美術館 玉青館
淡路ファームパーク　イングランドの丘

■淡路市（２施設）■
淡路市北淡歴史民俗資料館　中浜稔猫美術館

■鳴門市（２施設）■
鳴門市賀川豊彦記念館　鳴門市ドイツ館

■徳島市（６施設）■
阿波おどり会館
★徳島城博物館（旧徳島城表御殿庭園）
★考古資料館（阿波史跡公園）　★徳島市天狗久資料館
★とくしま動物園　北島建設の森　★とくしま植物園

■丹波篠山市（５施設）■
青山歴史村（丹波篠山デカンショ館）　篠山城大書院
武家屋敷安間家史料館　歴史美術館
★太古の生きもの館

■堺市（６施設）■
堺市博物館　堺市立みはら歴史博物館
堺市立町家歴史館　山口家住宅　堺市立町家歴史館 清学院
堺 アルフォンス・ミュシャ館　さかい利晶の杜

■岸和田市（３施設）■
岸和田だんじり会館　★岸和田城
★きしわだ自然資料館

■泉佐野市（２施設）■
★泉佐野市立歴史館いずみさの　★泉佐野ふるさと町屋館（旧新川家住宅）

■紀の川市（１施設）■
青洲の里　春林軒

■海南市（１施設）■
黒沢牧場

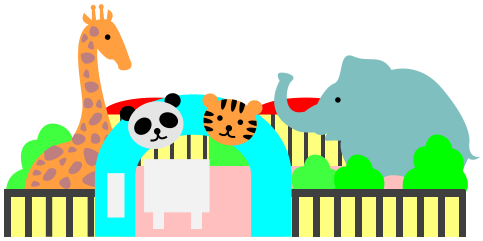

Ⅲ．児童・生徒への配付

丹波篠山市内の小・中学校等に通学する小・中学生に対しては通学先の学校を通じて「のびのびパスポート」の配付をお願いしています。
下記の手順をご確認のうえ児童・生徒への配付をお願いいたします。

１．学校への送付

・新年度版の「のびのびパスポート」を、学校へ送付します。
・パスポートは有価証券に近い価値を有するものですので、パスポートの管理にあたっては、金庫又は鍵つきキャビネット等で保管するなど、大切に扱ってください。

２．児童・生徒への配付（始業式の日以降速やかに）

・始業式の日以降、速やかに児童・生徒への配付をお願いします。
・配付するものは、パスポート本体と施設案内チラシです。
・長期欠席中の児童・生徒には、連絡して保護者等に取りに来てもらう又は家庭訪問等の機会を通じて配付をお願いいたします。

※配付時期が遅れると、児童・生徒が「のびのびパスポート」を利用できず、不利益を被る（対象施設で入場料が必要になる）ことになりますのでご注意ください。

３．学校名、学年、児童・生徒名の記載（必ず配付時に）

配付時には、児童・生徒に学校名、学年、児童・生徒名をボールペンや油性ペン等で記載するように指導してください。紛失や他人による不正利用を防止するため、ご協力をお願いいたします。

４．丹波篠山市外から転入した児童・生徒への配付（転入後速やかに）

・市外から転入した児童・生徒には転入の日以降、速やかに配付をお願いします。

※市内の学校から転入した場合は、前の在籍校で配付済みなので、再度配付の必要はありません。

５．利用上の注意に関する指導

・施設の窓口において、児童・生徒がパスポートを提示せずに無料入場しようとしたり、児童・生徒名等が記入されていないパスポートを提示したりするなど、不適正な利用実態が見受けられます。未提示や無記名の場合は、原則として、無料入場はできません。

・また、他人への譲渡及び貸与並びに本人以外によるパスポートの使用など悪質な場合は「のびのびパスポート」の返還を求める場合があります。

・今後も本事業を継続していくために、学校において児童・生徒に対し、施設案内チラシ記載の「利用上の注意」に関して指導していただくようお願いします。

・夏休み等の長期休業日中は、パスポートを使う機会が増えることから、事前に学校だより等を利用して、児童・生徒、保護者等へ利用上の注意等について周知いただきますようご協力をお願いします。

Ⅳ．児童・生徒への「のびのびパスポート」の再交付

紛失等のやむを得ない事情によって「のびのびパスポート」再交付の申し出があった場合は、原則として児童・生徒１人につき各年度１回を限度※1として、通学先の学校から再交付を行ってください。

※１　再交付の申し出が２回以上ある場合は、事情をよくご確認の上、やむを得ない事情がある場合に限り、再交付を行ってください

再交付の際には、下記の手順をご確認ください。

１．再交付（通学先の学校で手続）

丹波篠山市内の小・中学校等に通学する小・中学生又はその保護者から再交付の申し出があった場合には、その児童・生徒が通学する学校で再交付を行ってください。

学校に在庫がない場合は、**９頁　Ⅴ（児童・生徒用パスポートの学校への追加交付）**をご参照ください。

２．再交付の条件（児童・生徒１人につき各年度１回限り※1）

再交付は、原則として児童・生徒一人につき各年度１回限り※1、やむを得ない事情がある場合に限ります。

「やむを得ない事情」とは、紛失等に気付いて十分に探したが見つからなかった場合や、故意ではなく誤って廃棄してしまったような場合などが該当します。

「やむを得ない事情」と認められない場合としては、他人への譲渡や貸与など不正な行為を行った場合などが考えられます。

※１　再交付の申し出が２回以上ある場合は、事情をよくご確認の上、やむを得ない事情がある場合に限り、再交付を行ってください

３．再交付願の受領　（→15 頁　様式１）

再交付にあたっては、必ず、児童・生徒の保護者から「再交付願」の提出を受けてください。紛失等の再発防止に向けて周知徹底を図る必要がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、提出された「再交付願」は翌年度の年度末まで学校で保存してください。

再交付願を丹波篠山市教育委員会事務局へ提出する必要はありません。

４．再紛失等の防止（手渡し時の児童・生徒名等の記載）

「学校名、学年・組、児童・生徒名」欄は、手渡し時にその場で本人又は保護者等に記入してもらうか、あらかじめ学校で記入して手渡してください。

再度の「紛失」や、他人への譲渡・貸与などの不正行為を防ぐためですのでご協力をお願いいたします。

Ⅴ．児童・生徒用パスポートの学校への追加交付

・転入生への交付や、紛失者への再交付などにより、学校の在庫がなくなった場合は、丹波篠山市教育委員会事務局文化財課(TEL079-552-5792)までお電話のうえ、「児童・生徒用のびのびパスポート追加交付願」をご提出ください。
（→16 頁　様式２）

・「学校用のびのびパスポート」の追加交付については、12 頁 Ⅳ（再交付・追加交付）をご参照ください。

第２章　「学校用のびのびパスポート」について
（小学校・中学校教育活動用団体カード）

Ⅰ　概要

１．対象となる活動

丹波篠山市内及び連携市町内の小・中学校等が、学校教育活動として行う団体見学で、教職員が引率するもの。

※11頁 Ⅲ（利用上の注意）をよく読んで利用してください。

２．有効期間

５年間有効

令和２年３月に配付した「学校用のびのびパスポート」は、**令和７年４月７日まで使用できます。**紛失や誤廃棄することがないようご注意ください。

３．対象施設

「学校用 のびのびパスポート」の裏面に対象施設を記載していますが、対象施設は毎年度追加・削除があります。**（チラシ、パスポート、ＨＰを参照してください）**

また年度途中でも取り扱いに変更がある場合がありますので、必ず事前に施設にご確認ください。

Ⅱ．学校への配付

有効期間の初年度に、丹波篠山市及び連携市町がそれぞれ域内の小・中学校等に配付します。

・有効期間中の追加送付は行いません。
・「学校用のびのびパスポート」の有効期間は５年間です。
・現在使用中の「学校用のびのびパスポート」（令和７年４月７日まで有効）を、紛失や誤廃棄することがないようご注意ください。
・紛失又は誤廃棄した場合には、12 頁 Ⅳ（再交付・追加交付）を参照のうえ、再交付手続きをとってください。
・パスポートは有価証券に近い価値を有するものですので、パスポートの管理にあたっては、金庫又は鍵つきキャビネット等で保管するなど、大切に扱ってください。

Ⅲ．利用上の注意

「学校用のびのびパスポート」を利用する際には、事前に対象施設に必要事項を連絡し、入場の許可を得る必要があります。
また、当日は「学校用のびのびパスポート」の原本の提示が必要ですので、忘れずにお持ちください。
下記の注意をよく読んでご利用ください。

１．対象施設への事前連絡（日時・学校・利用目的・人数等の連絡）

必ず施設利用の前に、①利用日時、②学校名、③利用目的（校外学習、部活動など）、④学年・クラス、⑤人数、⑥引率教職員の名前等を対象施設に電話等で連絡し、入場の許可を受けてください。
臨時休館日や団体受入不可日などがありますので、各施設への事前連絡は日数に余裕をもって行ってください。

２．「学校用のびのびパスポート」の提示（原本の提示）

施設利用の当日に、学校用パスポート（原本）を提示して施設に入場してください。複写（コピー）したものは無効ですのでご注意ください。

３．利用条件（教職員が引率する学校教育活動）

「学校用のびのびパスポート」を利用するためには、

①小学校・中学校等が学校教育活動（※）として行う団体見学であること
②学校の教職員が引率する活動であること

という２つの条件にあてはまることが必要です。

学校教育活動ではない「学童保育」、「子ども会」等の活動並びに、「学校教育活動であっても教職員が引率をしない、児童・生徒のみのグループ活動」等においては、学校用パスポートは一切利用出来ません。これらの活動においては、児童・生徒用（個人）のパスポートをご利用ください。（この場合、引率者は入館料等が必要です。）

※「学校教育活動」には原則として部活動等の課外活動を含みますが、施設によって取り扱いが異なります。部活動等の課外活動では利用できない施設もありますので、必ず利用前に施設に確認してください。

Ⅳ．再交付・追加交付

紛失や誤廃棄等によって「学校用のびのびパスポート」が不足して、学校の団体見学に支障をきたす場合には、再交付を行います。
また、学級数の増加などにより、「学校用のびのびパスポート」が不足する場合には、追加交付を行います。
それぞれ、下記の手順に沿ってお申し出ください。

１．事前連絡（電話等で必要枚数等の調整）

事前に電話で丹波篠山市教育委員会事務局文化財課(TEL:079-552-5792)にご連絡ください。
「学校用のびのびパスポート」の在庫は数に限りがありますので、再交付・追加交付にあたっては学校の団体活動に支障の出ない範囲で最小限の枚数に限らせていただきます。

【　再　交　付　】

２．再交付願の提出（→17 頁　様式３）

上記１の事前相談により決定した枚数を記載し、「学校用のびのびパスポート再交付願」を丹波篠山市教育委員会事務局文化財課へ提出してください。

３．再紛失等の防止

年度替わりの教職員の異動等に伴う紛失・誤廃棄が発生しています。

「学校用のびのびパスポート」及び「児童・生徒用のびのびパスポート（予備）」は、教職員個人で保管せず、共用の鍵つきキャビネット又は金庫等などで、組織的に保管するよう徹底してください。

また、「学校用のびのびパスポート」は５年間有効ですので、教職員への周知及び引継ぎ等の徹底を行い、誤って廃棄したり紛失したりすることがないようお願いいたします。

【　追　加　交　付　】

４．追加交付願の提出（→18 頁　様式４）

上記１の事前相談により決定した枚数を記載し、「学校用のびのびパスポート追加交付願」を丹波篠山市教育委員会事務局文化財課へ提出してください。

Ｖ．教職員への周知

学校用のびのびパスポートを活用すれば、多くの教育関連施設に無料で入場することができます。児童・生徒にとって、より効果的な学校教育活動を行えるよう、各教職員への周知とご活用をお願いいたします。

様式及び資料集

様式1

令和　　年　　月　　日

学校長　あて

（学年・組）　　年　　組

（児童・生徒名）

（保護者名）　　印

「のびのびパスポート」　再交付願

下記の理由により、「のびのびパスポート」の再交付をお願いします。
なお、下記**「２．注意事項」**を読んで理解したうえで申請しました。

記

１．再交付理由（下記に再交付の理由を記入してください。）

２．注意事項

・再交付を受けたのち直ちに、パスポートの表紙の記入欄に、ボールペンや油性ペン等で、学校名、学年・組、児童・生徒名を記入してください。
・再交付を受けられるのは各児童・生徒１人につき各年度内で原則１回限りですので、紛失・損傷しないようご注意ください。

【学校での本書の取扱いについて】
本書は、パスポートの有効期限が満了するときまで学校で保存しておくこと。
丹波篠山市教育委員会事務局への提出は不要。

様式2

令和　　年　　月　　日

丹波篠山市教育委員会事務局　文化財課長　あて

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

校長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿

「児童・生徒用のびのびパスポート」追加交付願

下記のとおり、「児童・生徒用のびのびパスポート」の追加交付をお願いいたします。

追加交付の理由 （転入生の増加、児童・生徒への再交付の増など具体的に）	
現在の保有枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**枚**
追加交付希望枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**枚**

※追加交付枚数は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：（　　）　　－＿＿＿＿＿

様式3

令和　　年　　月　　日

丹波篠山市教育委員会事務局　文化財課長　あて

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

校長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

「学校用のびのびパスポート」再交付願

下記のとおり、学校用のびのびパスポートの再交付をお願いいたします。

再交付の理由 （紛失・誤廃棄の場合はその原因も具体的に記入すること）	
紛失・誤廃棄の場合今後の改善策	
現在の保有枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿枚
再交付希望枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿枚

※再交付枚数は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：（　　）　　－

様式4

令和　　年　　月　　日

丹波篠山市教育委員会事務局　文化財課長　あて

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

校長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

「学校用のびのびパスポート」追加交付願

下記のとおり、「学校用のびのびパスポート」の追加交付をお願いいたします。

追加交付の理由 （学級数の増など 具体的に）	
現在の保有枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**枚**
追加交付希望枚数	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**枚**

※追加交付枚数は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

担当者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：（　　）　　－

のびのびパスポート（見本）

１．令和４年度版　児童・生徒用のびのびパスポート
（小・中学生共通）
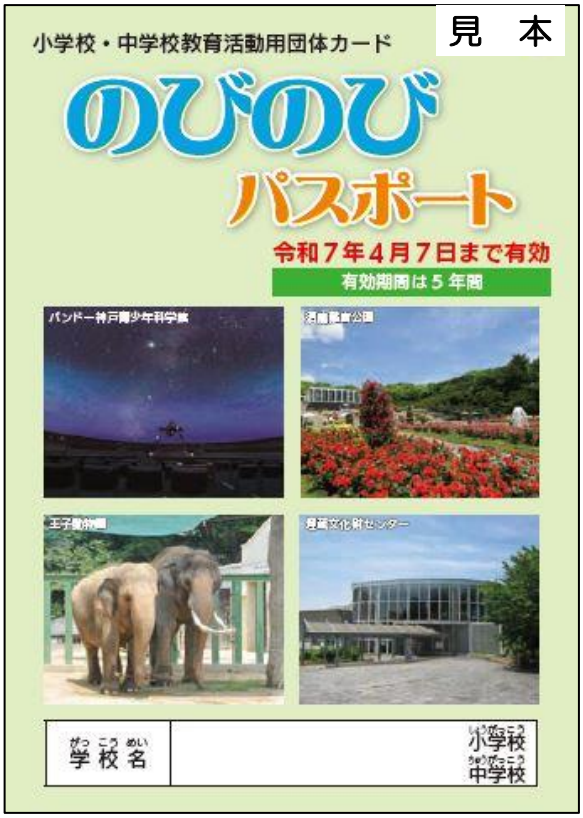
２．学校用のびのびパスポート（令和７年４月７日まで有効）